

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた留萌川の基本的考え方(Ver.1)

策定 令和6年6月1日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。

なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。

また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。

航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIP S2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合は河川法上の許可等の手続きが必要となる。

河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

※「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいい、「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。

なお、国が管理する留萌川の河川区域内の土地については、下記9の連絡先に確認すること。

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。

他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設（施設利用者を含む）への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに河川管理者や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、河川管理者から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。

その場合は河川管理者に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。

なお、河川区域内の催しや工事等については、必要に応じて河川管理者に情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とするとともに、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。

また、河川管理者がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川管理者が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川管理者による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、河川管理者からの調整に応じること。

(その他)

9. 連絡先

留萌開発建設部 留萌開発事務所 総務課 電話 0164-42-3126

(留萌開発事務所の管理区間は別紙地図のとおり)

10. 留萌川における情報提供など

留萌川に関すること

「留萌開発事務所ホームページ」https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/rumoi_kaihatu

洪水等に関すること

「川の防災情報」<https://www.river.go.jp/>

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

留 萌 川 管 内 図

留萌開発事務所 管理区間

河川名	区 間		
	上流端（目標物）	下 流 端	延長(km)
留萌川	留萌市大字留萌村峠下2006番地先	海	31.3
チバベリ川	・左 岸 留萌市大字留萌村字チバベリ国有林 留萌事業区100林班り小班地先 ・右 岸 留萌市大字留萌村字チバベリ国有林 留萌事業区103林班り小班地先	留萌川への 合流点	7.9
チバベリ左川	・左 岸 留萌市大字留萌村字幌糠2934番地先 ・右 岸 留萌市大字留萌村字幌糠国有林留萌 事業区109林班お小班地先	チバベリ川への 合流点	1.5
チバベリ右川	・左 岸 留萌市大字留萌村字チバベリ2723番 地先 ・右 岸 留萌市大字留萌村字チバベリ3609番 地先	チバベリ川への 合流点	3.4
チバベリ右奥の沢川	留萌市大字留萌村字チバベリ2813番地 先の上流端を示す標柱	チバベリ右川への 合流点	0.3

